

岩手県監査委員告示第30号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1 監査対象機関名 岩手県立総合教育センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和5年10月2日から同月31日まで

(2) 本監査実施日 令和6年1月23日

3 監査結果の公表の日 令和6年3月1日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
契約事務等の執行に当たり、執行管理体制に不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、契約事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	当該事案については、令和5年5月8日付けで事故報告書を提出し、再発防止策を講じるとともに、所属が一体となつて適正な会計事務の執行及び組織で仕事をするという意識啓発に努めているところである。